

資 料 編

資料1 「男女共同参画に関する住民アンケート調査」について

(1) 調査の目的

本町では、平成23年3月に「第2次東浦町男女共同参画プラン」を策定し、男女が対等なパートナーとして、地域・家庭・職場・学校などのあらゆる分野において、ともに認め合い、思いやりとやさしさを持って、責任と喜びを分かち合うことのできる「第2次東浦町男女共同参画プラン」の実現に向けた取り組みを進めています。

本アンケート調査は、第2次東浦町男女共同参画プラン策定から5年を迎え、本プランに掲げた目標の達成状況の確認や、今後の施策の見直しをするにあたっての基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 調査の対象及び調査方法

調査対象	東浦町在住の18歳以上の男女
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査時期	平成27年2月

(3) 回収結果

配布数	1,000票（前回調査：1,000票） 女性 500票（前回調査：500票） 男性 500票（前回調査：500票）
回収数	405票（前回調査：315票） 女性 214票（前回調査：164票） 男性 185票（前回調査：146票）
回収率	40.5%（前回調査：31.5%）

※回収数の405票のうち、性別不明の6票分の回答については、総計には含めていますが、男女別では除いています。

(4) 報告書の見方

- ・ 回答率は、小数第2位を四捨五入したため、合計が100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答とある問については、1人に対して2つ以上の回答を認めたものであるため、各回答の合計比率が100%を超える場合があります。
- ・ 本報告書の表、図、グラフの見出し、文章中の回答選択肢は、本来の意味を損なわない程度に省略して掲載している場合があります。
- ・ 「他調査との比較」を行っている項目は、以下の調査結果を用いています。

愛知県平成26年度「第3回県政世論調査」

調査対象	県内居住の20歳以上の男女
抽出方法	層化二段無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査時期	平成26年11月
配布数	3,000票
回収数	1,443票 女性 734票 男性 649票
回収率	48.1%

内閣府平成26年度「女性の活躍推進に関する世論調査」

調査対象	全国の20歳以上の日本国籍を有する者
抽出方法	層化二段無作為抽出
調査方法	調査員による個別面接聴取法
調査時期	平成26年11月
配布数	5,000票
回収数	3,037票 女性 1,692票 男性 1,345票
回収率	60.7%

資料2 「第2次東浦町男女共同参画プラン 中間見直し版」策定の経緯

実施日	内 容
平成27年2月	男女共同参画に関するアンケート調査実施 ○ 調査対象：町内在住の18歳以上の男女（無作為） ○ 対象人数：1,000人 回収率40.5% 調査方法：郵送
平成27年2月	平成26年度第2回東浦町男女共同参画推進委員会 ○第2次東浦町男女共同参画プラン進捗状況調査結果について ○第2次東浦町男女共同参画プランの見直しについて
平成27年8月	第1回第2次東浦町男女共同参画プラン見直し検討会 〔議事内容〕 ○第2次東浦町男女共同参画プラン見直しの方向について ○進捗状況について
平成27年9月	平成27年度第1回東浦町男女共同参画推進委員会 〔議事内容〕 ○第2次東浦町男女共同参画プラン進捗状況調査結果について ○第2次東浦町男女共同参画プラン見直しの方向について ○第2次東浦町男女共同参画プラン見直し版の体系（案）について ○第2次東浦町男女共同参画プラン見直し版の施策の内容（案）について
平成27年10月	第2回第2次東浦町男女共同参画プラン見直し検討会 〔議事内容〕 ○第2次東浦町男女共同参画プラン見直し版の体系（案）について ○第2次東浦町男女共同参画プラン見直し版の施策の内容（案）について
平成27年11月	平成27年度第2回東浦町男女共同参画推進委員会 〔議事内容〕 ○第2次東浦町男女共同参画プラン見直し版の体系（案）について ○第2次東浦町男女共同参画プラン見直し版の施策内容（案）について ○第2次東浦町男女共同参画プラン見直し版の数値目標（案）について ○第2次東浦町男女共同参画プラン見直し版（素案）について
平成27年12月	東浦町議会報告
平成27年12月	パブリックコメントの実施 12月22日～1月21日 郵送、ファックス、Eメール、直接窓口で意見を提出

実 施 日	内 容
平成 28 年 2 月	平成 27 年度第 3 回東浦町男女共同参画推進委員会 〔議事内容〕 ○ パブリックコメントの結果について（ 名から 件） ○ 第 2 次東浦町男女共同参画プラン 中間見直し版決定について

資料3 東浦町男女共同参画推進委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東浦町附属機関設置条例(平成26年東浦町条例第2号)第2条の規定に基づき、東浦町男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 女性団体に属する者
- (3) 教育に関係する者
- (4) 福祉に関係する者
- (5) 公募により選考された者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部協働推進課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

資料4 東浦町男女共同参画推進委員会委員名簿

氏名	所属団体等
会長 安藤 慧	元東浦町男女共同参画プラン策定委員
副会長 長坂 典子	公募委員
中島 美幸	愛知淑徳大学講師
戸田 幸子	前ひがしうら女性の会会長
外山 淳恵	地域開発みちの会
川澄 知里	社会教育委員 (H27. 3. 31まで)
庄子 亨	学校長
鈴木 恵子	社会福祉協議会
小林 久枝	人権擁護委員 (H27. 6. 30まで)
中村建志郎	人権擁護委員 (H27. 7. 1から)
村瀬 京子	公募委員
戸張 里美	公募委員
新美 博教	商工会青年部長 (H27. 6. 30まで)
尾崎 旭	商工会青年部長 (H27. 7. 1から)

資料5 第2次東浦町男女共同参画プラン見直し検討会委員名簿

担当課	役職	氏名
秘書広報課	主事	福澤 綾
防災交通課	主事	榎本 勝太
福祉課	主事	中根 志織
児童課	主査	野田 恵未
健康課	主査	渡辺 仁美
住民課	主事	新美 裕基
商工振興課	主事	小田 隆義
農業振興課	主事	水野 瑛市
学校教育課	主事	城取 奈穂
生涯学習課	主任	楠 美代子
図書館	係長	大塚 あゆ美
スポーツ課	主任	筒香 広昭